平成２８年（フ）第１０４１号
大阪府高槻市大畑町21番１―434号
破産者　山内　和久
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７８号
大阪市城東区永田３丁目２番25号　フェアニッキーマンション南棟505号室、開始決定時大阪市淀川区木川西４丁目４番16号　メイウール木川中里807号室、住民票上の住所大阪市此花区高見３丁目13番12号
破産者　森　　鈴子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０４号
大阪市浪速区元町１丁目７番５号　ＣＬＡＳＳＹ・ＣＯＵＲＴ　502号、前住所堺市東区引野町３丁165番地
破産者　五味　和芳
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２６号
大阪市城東区古市３丁目８番10―201号
破産者　樋口　俊幸
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６０号
大阪府大阪狭山市金剛１丁目９番５号
破産者　錦寿司こと　坂井　康之
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
堺市北区百舌鳥梅北町２丁54番地５、前住所大阪市福島区大開３丁目２番29号
破産者　金井美恵子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４０号
兵庫県三木市志染町広野３丁目78番地の８
破産者　坂本眞規雄
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２号
神戸市須磨区白川台１丁目26番地の５　アーベインライフ白川101号、従前の住所神戸市須磨区白川字堂ノ前65番地の６
破産者　大西　秀夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５４号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目４番13号
破産者　岩田　　収
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県宝塚市星の荘１番16号
破産者　信夫　　譲
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４６６号
兵庫県加古川市野口町長砂976番地の１サーパス加古川411号、従前の住所兵庫県加古川市別府町西町34番地　パラドールＡ―201号
破産者　柳　　勇太
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６７号
兵庫県高砂市曽根町419番地　ル・ヴァンデスト201号
破産者　堀田　裕太
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５３７号
北九州市小倉南区葛原５丁目１番７号（柴山荘Ａ―６）
破産者　宮田　功二
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目10番４―203号
破産者　中井戸由仁
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５１号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番２―107号
破産者　中田　英之
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５７号
北九州市小倉南区徳力団地82番103号
破産者　今村　　進
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９６号
福岡市博多区須崎町７番８―601号、開始決定時の住所北九州市若松区白山２丁目10番23―603号
破産者　成田慎太郎
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０２号
熊本県菊池郡大津町大字引水609番地２、前住所熊本県菊池郡大津町大字室397番地１クリスタルマンション503号
破産者　小松冨士夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係